

大阪  
社会  
保険  
時報



さくら満開

春の代名詞として、この花なくして春は語れない。桜はバラ科サクラ属の樹木とされ、北半球の温帯地域に広く分布。世界中のサクラのほとんどが日本には咲いており、代表的な花は「染井吉野」である。江戸時代後期に江戸染井村の植木屋が「吉野桜」の名で売り出したことが始まりで、明治時代になると全国各地に植栽され、染井村の吉野桜から染井吉野と改められたと記されている。優しき日本の民の象徴として、この花で世界中を満開にさせたら本当に素晴らしいことだ。(大仙公園にて) フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 退職後の年金の加入について
- お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！ ● 「玉出年金事務所」移転のお知らせ
- 協会けんぽからのお知らせ
  - ・平成26年度の大阪支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、介護保険料率が変わります
  - ・平成26年度の健診のご案内
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！
- まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

# 退職後の年金の加入について

会社などを退職すると、退職日の翌日に厚生年金保険の資格を喪失します。再就職して引き続き厚生年金保険に加入する場合を除き、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要です。



## 1. 国民年金第1号被保険者になるとき

- (a)要件…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、農業・自営業者・学生など、他の公的年金制度に加入していない方は、国民年金第1号被保険者になります（国民年金第3号被保険者に該当する方を除きます）。
- (b)手続き…資格喪失日から14日以内に、お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に「国民年金被保険者関係届書」をご提出ください。
- (c)保険料…国民年金保険料は、月額15,040円です。（平成25年度）  
一定期間前払いすると割引がある前納制度や、少しの保険料（400円）を上乗せして納付することにより将来の年金額を増やすことのできる付加年金制度があります。  
また、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料免除制度をご利用ください。

### 保険料免除制度

#### 申請免除

申請免除には保険料の全額が免除される「全額免除制度」と保険料の一部が免除される「一部免除（一部納付）制度」があります。

保険料の納付が困難な次のような場合に、申請し承認されれば保険料が免除されます。

- ①前年の所得が一定の基準以下のとき
- ②被保険者または家族が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき
- ③地方税法の障害者または寡婦に該当し、前年の所得が125万円以下のとき
- ④天災、失業などで保険料を納めることが困難な状況にあるとき 等

※なお、一部免除の承認を受けても、保険料を納付されない場合は未納期間となりますので、ご注意ください。

#### 法定免除

次のような場合は、届出により保険料が免除されます。（法定免除）

- ①障害基礎年金や障害厚生（共済）年金（原則として障害等級1級または2級）を受けているとき
- ②生活保護法による生活扶助を受けているとき 等

※このほかにも、30歳未満の方を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生の方を対象とした「学生納付特例制度」があります。

お届けの内容により添付書類が必要となる場合があります。

くわしくは、お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所にお問い合わせください。

## 2. 国民年金第3号被保険者になるとき

- (a)要件…厚生年金保険や共済組合の被保険者（ただし、65歳以上で老齢または退職を事由とする年金の受給権のある方を除きます）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金第3号被保険者になります。
- (b)手続き…資格喪失日から14日以内に、配偶者の方（扶養する方）が勤務される事業所に「国民年金第3号被保険者該当届」をご提出ください。事業主を経由して、年金事務所に届出されます。
- (c)保険料…配偶者の方が加入されている厚生年金保険や共済組合から拠出されますので、個別の保険料負担はありません。

くわしくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください



# お問い合わせは

## 『ねんきんダイヤル』へ！

### 0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1165**

お問い合わせの際は、**基礎年金番号または照会番号**がわかるものをご用意ください。

#### 受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客さまのお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（2親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

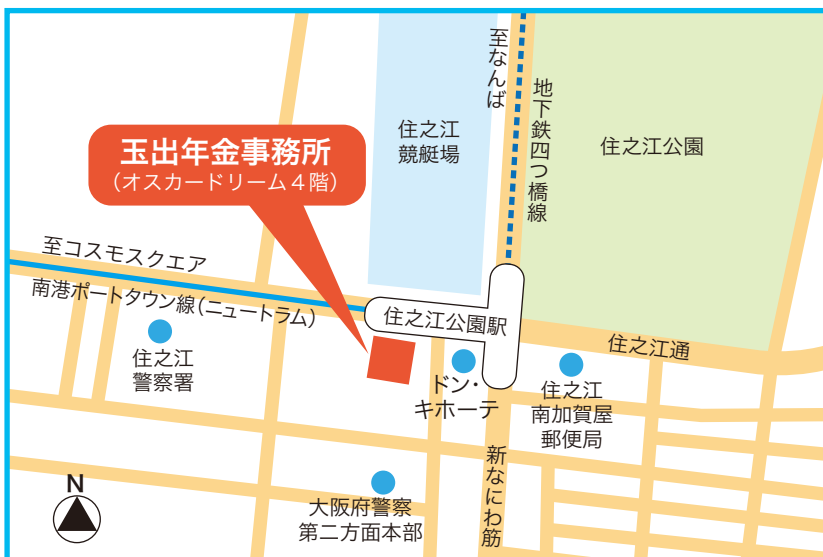
## 「玉出年金事務所」 移転のお知らせ

平成26年3月24日(月)に大阪市営地下鉄「住之江公園」駅前へ移転します。

**移転先住所** 〒559-8560  
大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階

**電話番号** ☎06-6682-3311(変更はありません)

お問い合わせは、玉出年金事務所までお願いします。



#### 電車ご利用の場合

- 大阪市営地下鉄四つ橋線  
「住之江公園」駅 **5番出口** から西へ100m
- 大阪市営地下鉄  
南港ポートタウン線(ニュートラム)  
「住之江公園」駅 **3番出口** からオスカードリーム2階へ直結

#### バスご利用の場合

- 大阪市バス「地下鉄住之江公園」停留所(住之江バスターミナル)からオスカードリーム1階へ直結

協会けんぽからのお知らせ

# 平成26年度の 大阪支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、 介護保険料率が変わります

協会けんぽの健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより据え置きとなります。

一方、介護保険については、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額（介護納付金）も増加し、このままでは700億円を超える赤字が見込まれるため、介護保険料率については本年3月分（4月納付分）より引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況のなかではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

## 健康保険料率（大阪支部）



## 介護保険料率（全国一律）



- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
  - 変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分（4月納付分）からとなります。
- また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

### 特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率（10.06%）のうち、5.99%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.07%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※健康保険料率は平成25年度と変わりませんが、基本保険料率・特定保険料率の比率は変わります。

### 介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

協会けんぽは、引き続き、国をはじめ関係方面に強く訴えてまいります  
**協会けんぽに対する国庫補助率の引き上げ  
高齢者医療をはじめとした医療保険制度の見直し**

日本年金機構・全国健康保険協会大阪支部

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>)

## 協会けんぽからのお知らせ

## 平成26年度の健診のご案内

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくために、健診を実施しております。年度内（4月～翌年3月）に1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助いたします。



## 被保険者(ご本人)さま

## 生活習慣病予防健診(一般健診)

## ◆対象者 35歳から74歳の方

- インターネットサービス(情報提供サービス)を利用した健診等の申込受付を以下の日程より開始いたします。

健診対象者データダウンロード

▶平成26年2月24日(月)から

健診対象者データアップロード(健診申込)

▶平成26年3月3日(月)から

※インターネットサービスのご利用には、事前にID・パスワードの取得が必要です。

- 健診のお申し込みは、手書き用の申込書でも3月3日(月)より受付可能です。

※従来よりお送りしている対象者名を印字した申込書は、印刷の都合上、例年と同様、3月下旬に順次事業主さまへお送りいたします。

①健診実施機関へ  
予約する

②申込書を  
記入する

③申込書を  
協会けんぽへ  
郵送する

④予約日に  
健診を  
受診する

## 被扶養者(ご家族)さま

## 特定健康診査

## ◆対象者 40歳から74歳の方

- 平成25年度と同様に、被保険者さまのご住所に被扶養者さまの受診券を直接お送りいたします。

※送付先の住所地は協会けんぽに登録されている住所となります。

※平成26年1月上旬時点で協会けんぽに登録されている被扶養者情報をもとに受診券を発券しています。新たに被扶養者になった方の受診券につきましては、受診券申請書にて交付申請をいただく必要があります。

- 受診券は、平成26年4月以降に送付いたします。

※被保険者さまのご自宅に郵送できなかった方などの受診券につきましては、事業主さまあてに送付いたしますので、被保険者さま等を通じ、被扶養者さまのお手元に届くようにご協力をお願いいたします。

①受診券の受け取り・配付  
4月に被保険者さまのご住所あてに被扶養者  
さまの受診券を直接お送りいたします。

②健診実施機関へ  
予約する

③予約日に  
健診を  
受診する

健診の内容や健診実施機関の一覧などの詳細は、協会けんぽホームページおよび送付予定のパンフレットをご覧ください。

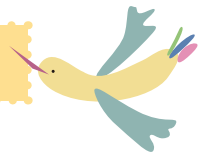
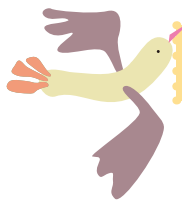
## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階



インターネットサービス「ねんきんネット」で

# 将来の年金額を試算 できるようになりました！

**ライフプランに合わせて  
年金額の試算ができます！**

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」  
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」  
など、グラフでわかりやすく表示します。  
※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

**いつでも、  
最新の年金記録が  
確認できます！**

「ねんきん定期便」や  
「年金振込通知書」  
などの内容が  
ご自宅で  
確認できます！

**記録の「もれ」や  
「誤り」の発見が  
容易になります！**



**具体的な年金見込額試算の例**

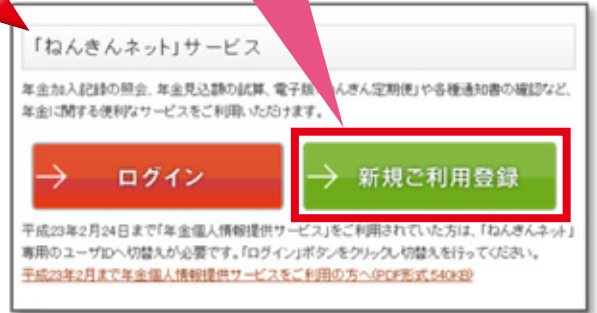
	これまで	ねんきんネット
中高年の方	<p><b>58歳男性の例</b></p> <p>ねんきん定期便での見込額(※)</p> <p>61歳～64歳 795,000円</p> <p>65歳～ 1,812,500円</p> <p>※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提</p>	<p>今後の給料の入力</p> <p>現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円</p> <p>見込額（在職老齢年金）</p> <p>61歳～64歳 637,500円</p> <p>65歳～ 1,910,700円</p>
	若年の方	<p><b>33歳女性の例</b> (厚生年金に13年加入)</p> <p>ねんきん定期便での見込額(※)</p> <p>380,600円</p> <p>※これまでの加入実績のみでの見込額</p>

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



●アクセスキーとは…

お客様の誕生日月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1144